

大分県報

令和四年
号外（二四）
三月三十一日

（木曜日）

目次

訓令 甲	一
大分県地方機関事務分掌規程の一部改正	一
大分県事務決裁規程の一部改正	四
委員会等の収入及び支出に関する事務等の決裁規程の一部改正	六
大分県公印規程の一部改正	七
大分県文書管理規程の一部改正	一
臨時的任用職員に関する規程の一部改正	二
大分県職員安全衛生管理規程の一部改正	二
会計年度任用職員の管理に関する規程の一部改正	二
大分県消費者行政連絡協議会規程の一部改正	三

訓令 甲

大分県訓令甲第四号

本 庁
地 方 機 関
大分県地方機関事務分掌規程（昭和三十一年大分県訓令第五号）の一部を次のように改正する。

令和四年三月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

第一条の二第一項の表の農山漁村振興部の項中第七十五号を第七十六号とし、第六十号から第七十四号までを一号ずつ繰り下げ、第五十九号の次に次の一号を加える。
六十 水産流通適正化制度に関する事
第一条の二第二項の表の農山漁村振興部の項中第七十六号を第七十七号とし、第六十一号

令和四年三月三十一日

大分県報号外（訓令甲）

一

から第七十五号までを一号ずつ繰り下げ、第六十号の次に次の一号を加える。
六十一 水産流通適正化制度に関する事
第一条の二第三項の表の農山漁村振興部の項中第七十六号を第七十七号とし、第六十一号から第七十五号までを一号ずつ繰り下げ、第六十号の次に次の一号を加える。
六十一 水産流通適正化制度に関する事
第一条の二第四項の表の農山漁村振興部の項中第七十四号を第七十五号とし、第六十一号から第七十三号までを一号ずつ繰り下げ、第六十号の次に次の一号を加える。
六十一 水産流通適正化制度に関する事
第一条の二第五項の表の農山漁村振興部の項中第七十四号を第七十五号とし、第六十一号から第七十三号までを一号ずつ繰り下げ、第六十号の次に次の一号を加える。
六十一 水産流通適正化制度に関する事
第一条の二第六項の表の農山漁村振興部の項中第七十五号を第七十六号とし、第六十号から第七十四号までを一号ずつ繰り下げ、第五十九号の次に次の一号を加える。
六十 水産流通適正化制度に関する事
第三条第二項の表の総務課の項第一号中「自動車税管理室各納税事務所」を「自動車税管理室及び各納税事務所」に改める。
第六条を次のように改める。
（こども・女性相談支援センター各部及び室の分掌事務）
第六条 こども・女性相談支援センターの各部及び室においては、次に掲げる事務をつかさどる。

部又は室名	分掌事務
総務・女性相談部	一 公印の管守に関する事（城崎分室が管守するものを除く。） 二 文書の收受、発送、編集及び保存に関する事（城崎分室の所掌に係る事項を除く。） 三 職員の身分及び服務に関する事 四 庁舎の維持及び管理に関する事 五 予算の執行に関する事 六 現金、有価証券及び物品の出納命令に関する事（城崎分室の所掌に係る事項を除く。） 七 諸収入の徴収に関する事 八 県有財産の維持及び管理に関する事

	<p>九 婦人更生資金に関する事 十 寮の運営管理に関する事 十一 女性の相談及び配偶者等からの暴力の被害者の相談に関する事 十二 女性の保護更生及び一時保護並びに配偶者等からの暴力の被害者の一時保護に関する事 十三 女性の入所保護、生活指導及び職業指導に関する事 十四 女性相談に関する広報及び啓発に関する事 十五 女性相談関係機関の研修の実施及び支援に関する事 十六 女性相談関係機関との連絡会及び連絡調整に関する事 十七 地区安全衛生協議会に関する事 十八 その他他の部及び室の所掌に属しない事</p>	
<p>こども保護・支援部</p>	<p>一 児童相談に関する広報及び啓発に関する事 二 児童相談関係機関の研修の実施及び支援に関する事 三 児童相談関係機関との連絡会及び連絡調整に関する事 四 里親の開拓及び認定並びに支援に関する事 五 児童についての次に掲げる事務に関する事（センター長が定める児童に係るものに限る。） イ 児童の措置に関する事 ロ 児童相談に関する面接、調査判定及び指導に関する事 ハ 児童の移送に関する事 ニ 児童の医学的診断及び治療に関する事 六 児童の一時保護に関する事</p>	
<p>こども相談部</p>	<p>一 児童についての次に掲げる事務に関する事（こども保護・支援部及び城崎分室の所掌に係る事項を除く。） イ 児童の措置に関する事 ロ 児童相談に関する面接、調査判定及び指導に関する事 ハ 児童の移送に関する事 ニ 児童の医学的診断及び治療に関する事 ホ 児童相談に関する心理診断に関する事</p>	
<p>第七条の表のこども相談支援第一班の項第九号ロ中「調査」を「調査判定」に改め、同号中ハを削り、ニをハとし、ホをニとし、ヘをホとし、同表のこども相談支援第二班の項第一号ロ中「調査」を「調査判定」に改め、同号中ハを削り、ニをハとし、ホをニとし、ヘをホとし、同表の心理支援班の項第一号中「調査及び心理学的判定」を「調査判定及び心理診断」に改める。</p> <p>第九条の表の身体・知的障害相談支援課の項第九号中「こども・女性相談支援センターの所掌に係る事項を除く」を「十八歳以上の知的障害者に係るものに限る」に改める。</p> <p>第十六条第二項の表の管理担当の項第一号中「農業研究部に係る」を削り、同項第二号を次のように改める。</p> <p>二 農業研究部、林業研究部及び畜産研究部の研究チーム（豊後大野市に</p>	<p>城崎分室</p> <p>一 公印の管守に関する事（城崎分室が管守するものに限る。） 二 文書の收受、発送、編集及び保存に関する事（城崎分室の所掌に係る事項に限る。） 三 現金、有価証券及び物品の出納命令に関する事（城崎分室の所掌に係る事項に限る。） 四 児童についての次に掲げる事務に関する事（こども保護・支援部の所掌に係る事項を除き、大分市に係るものに限る。） イ 児童の措置に関する事 ロ 児童相談に関する面接、調査判定及び指導に関する事 ハ 児童の移送に関する事 ニ 児童の医学的診断及び治療に関する事 ホ 児童相談に関する心理診断に関する事 五 子育て電話相談センターの設置及び運営に関する事（SNS相談に関する業務に限る。） 六 療育手帳に関する事（こころとからだの相談支援センターの所掌に係る事項を除き、大分市に係るものに限る。）</p>	<p>二 子育て電話相談センターの設置及び運営に関する事（城崎分室の所掌に係る事項を除く。） 三 療育手帳に関する事（城崎分室及びこころとからだの相談支援センターの所掌に係る事項を除く。）</p>

所在するものに限る。)に係る次の事務に関すること

イ 公印の管守に関すること(林業研究部きのこグループにおいて管守するものを除く。)

ロ 庁舎の維持及び管理に関すること

ハ 予算の執行に関すること

ニ 現金、有価証券及び物品の出納命令に関すること

ホ 諸収入の徴収に関すること

ヘ 県有財産の取得及び管理に関すること

ト その他他の担当及びチームの所掌に属しないこと

第十六条第二項の表の管理担当の項第三号中「文書の収受」を「農業研究部及び畜産研究部の研究チーム(豊後大野市に所在するものに限る。)に係る文書の収受」に改め、同項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、同表の水田農業グループ管理担当の項第一号中「水田農業グループに係る」を削り、同項第二号中「別途センター長が指定する」を削り、「研究チーム」の下に「(宇佐市に所在するものに限る。)」を加え、同表の果樹グループ管理担当の項中第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、同号の次に次の二号を加える。

二 果樹グループ(同グループの研究チームにあつては、国東市に所在するものに限る。)に係る次の事務に関すること

イ 公印の管守に関すること

ロ 文書の収受、発送、編集及び保存に関すること

ハ 現金、有価証券及び物品の出納命令に関すること

三 果樹グループ(同グループの研究チームにあつては、津久見市及び国東市に所在するものに限る。)に係る次の事務に関すること

イ 庁舎の維持及び管理に関すること

ロ 予算の執行に関すること

ハ 諸収入の徴収に関すること

ニ 県有財産の取得及び管理に関すること

ホ その他他の担当及びチームの所掌に属しないこと

第十六条第二項の表の果樹グループ管理担当の項第四号から第九号までを削り、同表の果樹グループ研究チームの項のグループ、担当又はチーム名の欄中「果樹グループ研究チーム」の下に「(津久見市に所在するものを除く。)」を加え、同項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、同項の次に次のように加える。

令和四年三月三十一日

大分県報号外(訓令甲)

三

果樹グループ研究チーム(津久見市に所在するものに限る。)	一 公印の管守に関すること 二 文書の収受、発送、編集及び保存に関すること 三 現金、有価証券及び物品の出納命令に関すること 四 果樹の品種育成及び選定に関すること 五 果樹の栽培技術に関すること 六 果樹の病害虫の発生予察及び防除技術に関すること
------------------------------	---

第十六条第三項の表の管理担当の項中第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、同号の次に次の一号を加える。

二 畜産研究部に係る次の事務に関すること(豊後大野市に所在する研究チームに係る事項を除く。)

イ 公印の管守に関すること

ロ 文書の収受、発送、編集及び保存に関すること

ハ 庁舎の維持及び管理に関すること

ニ 予算の執行に関すること

ホ 現金、有価証券及び物品の出納命令に関すること

ヘ 諸収入の徴収に関すること

ト 県有財産の取得及び管理に関すること

チ その他他の担当及びチームの所掌に属しないこと

第十六条第三項の表の管理担当の項第四号から第九号までを削り、同表の研究チームの項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第八号までを一号ずつ繰り上げ、同条第四項の表の管理担当の項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、同号の次に次の一号を加える。

三 林業研究部に係る次の事務に関すること(きのこグループに係る事項を除く。)

イ 公印の管守に関すること

ロ 庁舎の維持及び管理に関すること

ハ 予算の執行に関すること

ニ 現金、有価証券及び物品の出納命令に関すること

ホ 諸収入の徴収に関すること

ヘ 県有財産の取得及び管理に関すること

ト その他他の担当及びチームの所掌に属しないこと

第十六条第四項の表の管理担当の項第四号から第九号までを削り、同表のきのこグループ企画指導担当の項第一号中「こと」の下に「(きのこグループにおいて管守するものに限る。)」を加える。

る。」を加える。

附則

この訓令は、令和四年四月一日から施行する。ただし、第一条の二の改正規定は、同年十二月一日から施行する。

大分県訓令甲第五号

本 庁
地 方 機 関

大分県事務決裁規程（昭和四十三年大分県訓令甲第十一号）の一部を次のように改正する。

令和四年三月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

第二条第十号中「、IT戦略監」を削る。

第三条第一項中「関する」の下に「知事の」を加える。

第十条第一項の表の知事の権限に属する事務の部のことも・女性相談支援センターの款を次のように改める。

子ども・女性相談支援センター	センター長	主務部長（室長を含む。）	主務課長
	副センター長	主務課長	
部長（室長を含む。）		主務課長	

別表第一の一の表の六の項中「以下この項中「法」という。」を削り、同項の課長、所長及び室長の欄第一号を次のように改める。

- 一 施行令第三十八条第一項の規定に基づき、同項に規定する検査等事務を職員にさせること。

別表第一の一の表の六の項の課長、所長及び室長の欄第二号中「第二十一条第三項」を「第三十八条第三項」に、「個人情報取扱事業者等に対する個人情報保護委員会の権限に属する」を「前号の」に改め、同表の十二の項中「公益法人に関する事務」を「公益法人等に関する事務」に改め、同項の知事の欄第一号中「第二十九条第一項」の下に「（第四号を除く。）」を加え、同項の部長の欄第十号を第十一号とし、第六号から第九号までを一号ず

つ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六 認定法第二十九条第一項第四号の規定に基づき、公益認定を取り消すこと。

別表第一の一の表の十二の項の課長、所長及び室長の欄第一号及び第二号中「（認定法）の下に「第十一条第四項及び」を加え、同欄第四十九号を第五十号とし、第二十二号から第四十八号までを一号ずつ繰り下げ、同欄第二十一号中「第五十六条」の下に「（整備法第百四十二条において準用する場合を含む。）」を加え、同号を同欄第二十二号とし、同欄第二十号を第二十一号とし、第三号から第十九号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 認定法第十二条第一項（認定法第二十五条第四項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、知事を経由して変更後の行政庁に提出する申請書を受理すること。

別表第一の一の表の二十八の項の部長の欄第五号中「別表第二十二号」を「別表第二十二の項」に改め、同表の三十六の項の課長、所長及び室長の欄第七号中「第二十一条第一項」を「第二十一条第一項及び第二項」に改め、同欄第八号中「第二十一条第二項」を「第二十一条第三項」に改め、同欄第三十九号を第四十四号とし、第三十四号から第三十八号までを五号ずつ繰り下げ、第三十三号を第三十七号とし、同号の次に次の一号を加える。

三十八 規則第六十七條第二項の規定に基づき、物品出納計算書に記載された物品について現物の確認を行うこと。

別表第一の一の表の三十六の項の課長、所長及び室長の欄第三十二号を第三十六号とし、第二十六号から第三十一号までを四号ずつ繰り下げ、同欄第二十五号中「第四百七条第三項」を「第四百八条第六項」に、「返納物品」を「棄却予定物品」に改め、同号を同欄第二十九号とし、同欄第二十四号の次に次の四号を加える。

- 二十五 規則第四百八条第一項の規定に基づき、物品の不用の決定をすること。
- 二十六 規則第四百八条第二項の規定に基づき、物品の売却又は棄却の決定をすること。
- 二十七 規則第四百八条第三項の規定に基づき、物品の譲与又は減額譲渡の決定をすること。
- 二十八 規則第四百八条第四項の規定に基づき、物品の交換の決定をすること。

別表第一の一の表の三十九の項の課長、所長及び室長の欄第十号中「の見積額又は評価額が一件五百万円未満（を）（一件の見積額又は評価額が、）に、「あつては」を「あつては」に、「のものを」を「のものに限る。」に改め、同欄第十三号及び第十三号中「八千万円未満」を「一億円未満」に改め、同表の四十の項の部長の欄第六号、第十三号及び第十

五号中「五千万円未満」を「七千万円未満」に改め、同表の四十六の項の課長、所長及び室長の欄中第十七号を第十八号とし、第二号から第十六号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 行政手続法（平成五年法律第八十八号）又は大分県行政手続条例（平成七年大分県条例第三十号）の規定に基づき、審査基準、標準処理期間及び処分基準の設定及び改廃をすること。

別表第一の二の表の一の項の課長及び室長の欄第九号中「第四百四十八条第五項、第五百零一条第一項及び第二項、第五百五十一条並びに第五百五十二条」を「第四百四十四条」に改め、同項の金銭出納員の欄第二号中「第二十一条第三項」を「第二十一条第一項」に改め、同項の物品出納員の欄第三号中「第二十一条第三項」を「第二十一条第一項」に改め、同欄第四号中「第四百四十六条第一項、第四百四十七条第二項、第四百四十九条第一項及び第二項、第五百零三条、第五百零四条並びに第五百零五条」を「第四百四十四条」に改め、同欄に次の一号を加える。

五 規則第六百六十七条第一項の規定に基づき、物品出納計算書を会計管理者に提出すること。

別表第一の三の表の普通財産の譲渡及び交換の項中「五、〇〇〇万円以上」を「七、〇〇〇万円以上」に、「五、〇〇〇万円未満」を「七、〇〇〇万円未満」に改める。

別表第一の五の表の公有財産購入費の項中「五、〇〇〇万円以上」を「七、〇〇〇万円以上」に、「五、〇〇〇万円未満」を「七、〇〇〇万円未満」に改め、同表の注1(2)に次のただし書を加える。

ただし、契約期間に定めがないものは一月当たりの執行予定額に四十八を乗じて得た額とする。

別表第一の七の表中「支出命令、支出負担行為の確認及び支出命令」を「支出命令及び支出負担行為の確認並びに支出命令」に改め、同表の一の部の委託料の款中

五、〇〇〇万円 以上	五、〇〇〇万円 未満	全 額
二、〇〇〇万円 以上	五〇〇万円 以上	五〇〇万円 以上
二、〇〇〇万円 未満	五〇〇万円 未満	

を
に改め、

同部の使用料及び賃借料の款中

同部の工事請負費の款中

三〇〇万円 以上	八〇万円 以上	八〇万円 以上
	三〇〇万円 未満	

を
に改め、

同部の貸付金の款中

一億円以上	五、〇〇〇万円 以上	五、〇〇〇万円 以上
	一億円 未満	

を
に改め、

同部の補償金補填及び賠償金の款中

五、〇〇〇万円 以上	五、〇〇〇万円 未満	全 額
---------------	---------------	--------

を
に改め、

同部の償還金、利子及び割引料の款中

一億円以上	一億円未満	全 額
五〇〇万円 以上	五〇〇万円 未満	全 額

を
に改め、

同部の投資及び出資金の款中

一億円以上	一億円未満	全 額
-------	-------	--------

を
に改め、

同部の投資及び出資金の款中

五、〇〇〇万円 以上	五、〇〇〇万円 未満	全 額
---------------	---------------	--------

を
に改め

別表第二の一の表の三の項の地方機関の長の欄第二号及び支所分場等の長の欄第二号中「別表第二第二十二号」を「別表第二の二十二の項」に改める。
別表第二の三の表のイの部の二の項のかい長の欄第八号中「第三項」を「第二項」に改め、同欄第九号中「第二十一条第二項」を「第二十一条第三項」に改め、同欄第四十二号

を第四十四号とし、第三十四号から第四十一号までを二号ずつ繰り下げ、第三十三号を第三十四号とし、同号の次に次の一号を加える。

三十五 規則第六十七條第二項の規定に基づき、物品出納計算書に記載された物品について現物の確認を行うこと。

別表第二の三の表のイの部の二の項のかい長の欄中第三十二号を第三十三号とし、第二十六号から第三十一号までを一号ずつ繰り下げ、第二十五号の次に次の一号を加える。

二十六 規則第四十八條第六項の規定に基づき、棄却予定物品の会計管理者への引継ぎの決定をすること。

別表第二の三の表のロの部の工事の受託に係る収入の原因となる契約等の締結、変更及び解除の項中「八千万円未満」を「一億円未満」に改め、同表の二の部の工事請負費の款中「八千万円未満」を「一億円未満」に改める。

別表第二の四の表の一の項の出納員の欄第二十一号中「第六百六十七條」を「第六百六十七條第一項」に改め、同項の物品出納員の欄に次の一号を加える。

五 規則第六十七條第一項の規定に基づき、物品出納計算書を会計管理者に提出すること。

附則
この訓令は、令和四年四月一日から施行する。

大分県訓令甲第六号

本 庁
大 分 県 教 育 庁
大分県人事委員会事務局
大分県監査委員事務局
大 分 県 警 察 本 部
大分県労働委員会事務局
大分県議会事務局
大 分 県 企 業 局
大 分 県 病 院 局

委員会等の収入及び支出に関する事務等の決裁規程（昭和四十三年大分県訓令甲第十二号）の一部を次のように改正する。

令和四年三月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

別表第一の四の項の課長の欄第七号中「第二十一條第一項」を「第二十一條第一項及び第二項」に改め、同欄第八号中「第二十一條第二項」を「第二十一條第三項」に改め、同欄第三十九号を第四十四号とし、第三十四号から第三十八号までを五号ずつ繰り下げ、第三十三号を第三十七号とし、同号の次に次の一号を加える。

三十八 規則第六十七條第二項の規定に基づき、物品出納計算書に記載された物品について現物の確認を行うこと。

別表第一の四の項の課長の欄中第三十二号を第三十六号とし、第二十六号から第三十一号までを四号ずつ繰り下げ、同欄第二十五号中「第四百四十七條第三項」を「第四百四十八條第六項」に、「返納物品」を「棄却予定物品」に改め、同号を同欄第二十九号とし、同欄第二十四号の次に次の四号を加える。

二十五 規則第四百四十八條第一項の規定に基づき、物品の不用の決定をすること。

二十六 規則第四百四十八條第二項の規定に基づき、物品の売却又は棄却の決定をすること。

二十七 規則第四百四十八條第三項の規定に基づき、物品の譲与又は減額譲渡の決定をすること。

二十八 規則第四百四十八條第四項の規定に基づき、物品の交換の決定をすること。

別表第一の七の項の課長の欄第十号中「の見積額又は評価額が一件五百万円未満（」を「（一件の見積額又は評価額が、」に、「」のもの」を「のものに限る。」に改め、同欄第十三号及び第十三号中「八千万円未満」を「一億円未満」に改め、同表の八の項の警察本部長の欄第二号及び第四号並びに警務部長の欄第六号中「五千万円未満」を「七千万円未満」に改める。

別表第二の一の表の普通財産の譲渡及び交換の項中「五、〇〇〇万円以上」を「七、〇〇〇万円以上」に、「五、〇〇〇万円未満」を「七、〇〇〇万円未満」に改める。

別表第二の三の表の公有財産購入費の項中「五、〇〇〇万円以上」を「七、〇〇〇万円以上」に、「五、〇〇〇万円未満」を「七、〇〇〇万円未満」に改め、同表の注1(2)に次のただし書を加える。

ただし、契約期間に定めがないものは一月当たりの執行予定額に四十八を乗じて得た額とする。

別表第二の五の表の一の部の委託料の款中

五、〇〇〇万円以上	五、〇〇〇万円未満	—	全 額
-----------	-----------	---	-----

二、〇〇〇万円 以上	五〇〇万円 以上	を	五〇〇万円 以上	に改め、
---------------	-------------	---	-------------	------

三〇〇万円以上	八〇万円以上 二〇〇万円未満	を	八〇万円以上	に改め、
---------	-------------------	---	--------	------

一億円以上	五、〇〇〇万円 以上 一億円未満	を	五、〇〇〇万円 以上	に改め、
-------	------------------------	---	---------------	------

五、〇〇〇万円 以上	五、〇〇〇万円 未満	を	全 額	に改め、
---------------	---------------	---	--------	------

一億円以上	一億円未満	を	全 額	に改め、
-------	-------	---	--------	------

五〇〇万円以上	五〇〇万円未満	を	全 額	に改め、
---------	---------	---	--------	------

一億円以上	一億円未満	を	全 額	に改め、
-------	-------	---	--------	------

五、〇〇〇万円 以上	五、〇〇〇万円 未満	を	全 額	に改め
---------------	---------------	---	--------	-----

別表第三の一の項中「公益法人に関する事務」を「公益法人等に関する事務」に改め、同項の知事の欄第一号中「第二十九条第一項」の下に「(第四号を除く。)」を加え、同項の

警察本部長の欄第三号中「移行法人の」を削り、同号を同欄第四号とし、同欄第二号の次に次の一号を加える。

三 認定法第二十九条第一項第四号の規定に基づき、公益認定を取り消すこと。
別表第三の一の項の課長の欄第一号及び第二号中「(認定法)」の下に「第十一条第四項及び」を加え、同欄第四十七号を第四十八号とし、第二十一号から第四十六号までを一号ずつ繰り下げ、同欄第二十号中「第五十六条」の下に「(整備法第四百四十二条において準用する場合を含む。)」を加え、同号を同欄第二十一号とし、同欄第十九号を第二十号とし、第三号から第十八号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 認定法第十二条第一項(認定法第二十五条第四項において準用する場合を含む。)(の規定に基づき、知事を経由して変更後の行政庁に提出する申請書を受理すること。
別表第四の一の項中「公益法人に関する事務」を「公益法人等に関する事務」に改め、「(平成十八年法律第四十九号)」、「(平成十九年内閣府令第六十八号)」、「(平成十八年法律第五十号)」及び「(平成十九年内閣府令第六十九号)」を削り、同項の知事の欄第一号中「第二十九号第一項」の下に「(第四号を除く。)」を加え、同項の総務担当教育次長の欄第十号中「移行法人の」を削り、同号を同欄第十一号とし、同欄第九号を第十号とし、第六号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六 認定法第二十九条第一項第四号の規定に基づき、公益認定を取り消すこと。
別表第四の一の項の課長の欄第一号及び第二号中「(認定法)」の下に「第十一条第四項及び」を加え、同欄第三十七号を削り、第三十六号を第三十七号とし、第二十一号から第三十五号までを一号ずつ繰り下げ、同欄第二十号中「第五十六条」の下に「(整備法第四百四十二条において準用する場合を含む。)」を加え、同号を同欄第二十一号とし、同欄第十九号を第二十号とし、第三号から第十八号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 認定法第十二条第一項(認定法第二十五条第四項において準用する場合を含む。)(の規定に基づき、知事を経由して変更後の行政庁に提出する申請書を受理すること。
別表第四の一の項の課長の欄の第四十二号中「移行法人の」を削り、同欄第四十七号中「閲覧所」の下に「の場所」を加える。
附則
この訓令は、令和四年四月一日から施行する。

大分県訓令甲第七号

地方機関
各 かい

大分県公印規程（昭和五十二年大分県訓令甲第六号）の一部を次のように改正する。

令和四年三月三十一日

大分県知事

広

瀬

勝

貞

第十一条第一項に後段として次のように加える。

プラスチック、金属その他の素材で公印を押印することが困難な物に押印するときも、同様とする。

第十一条第二項中「公印の印影を印刷した文書」を「前項の規定により公印の印影を印刷した文書等」に、「文書に」を「文書等に」に改める。

第十三条中「管守者」の下に「（公印印影印刷物にあつては第十一条第一項の承認を受けた者、電子公印にあつては第十二条第三項の承認を受けた者）」を加え、「公印又は公印印影印刷物」を「公印（電子公印を含む。）又は公印印影印刷物（次条において「公印等」という。）」に、「（第八号様式）」を「（第十一号様式）」に改め、同条を第十四条とし、同条の次に次の一条を加える。

（委任）

第十五条 この規程に定めるもののほか、公印等の管理に関し必要な事項は、別に定める。

第十二条を第十三条とし、第十一条の次に次の一条を加える。

（電子公印）

第十二条 業務システムを利用して紙文書を作成する場合において、特に必要があると認められるときは、当該文書に業務システムに記録した公印の印影（以下「電子公印」という。）を出力することにより、公印の押印に代えることができる。

2 電子公印に用いる公印の名称、ひな形、寸法及び管守者は、別表第一に定めるとおりとする。

3 本庁の課及び地方機関の長は、第一項の規定により電子公印の使用を開始しようとするときは、県政情報課長に電子公印使用承認申請書（第八号様式）を提出して、その承認を受けなければならない。ただし、県政情報課長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。


4 電子公印の使用に当たっては、電子公印及び電子公印を出力した文書の偽造、不正使用等を防止するための措置を講じなければならない。


5 第三項の承認を受けた者は、電子公印を使用する必要がなくなつたときは、速やかに業務システムから電子公印を消去するとともに、電子公印廃止届（第九号様式）により県政


情報課長に届け出なければならない。

6 県政情報課長は、第三項の承認をしたとき、又は前項の規定による届出を受理したときは、電子公印管理台帳（第十号様式）にその旨を記載しなければならない。

第六号様式及び第七号様式中「文書」を「文書等」に改める。

第八号様式中「第8号様式（第13条関係）」を「第11号様式（第14条関係）」に、「管守者氏名」を「 公印印影印刷物」に、「大分県

管守者氏名」を「 公印印影印刷物」に、「大分県

管守者氏名」を「 公印印影印刷物」に、「大分県

管守者氏名」を「 公印印影印刷物」に改め、同様式を第十一号様式とする。

第七号様式の次に次の三様式を加える。

第8号様式 (第12条関係)

第 号
年 月 日

県政情報課長 殿

課 (所・室) 長

電子公印使用承認申請書

次のとおり電子公印を使用したいので、大分県公印規程第12条第3項の規定により申請します。

1	使用する電子公印の名称	
2	電子公印を使用する 文書の名称 (多数の場合は一覧でも可)	
3	電子公印を使用する 業務システムの名称	
4	電子公印を使用する 業務システムの管理者	
5	電子公印の使用が必要な理由	
6	使用開始年月日	
7	電子公印及び電子公印を出力 した文書の偽造、不正使用等 を防止するための措置	
8	添付書類 (事務、システムの概要等)	

第9号様式 (第12条関係)

第 号
年 月 日

県政情報課長 殿

課 (所・室) 長

電子公印廃止届

次のとおり電子公印を廃止しましたので、大分県公印規程第12条第5項の規定により届け出ます。

1	電子公印の名称	
2	電子公印を廃止した 文書の名称 (多数の場合は一覧でも可)	
3	電子公印を廃止した 業務システムの名称	
4	電子公印を廃止する理由	
5	電子公印廃止年月日	
6	添付書類	

別表第一中「(第2条関係)」を「(第2条、第12条関係)」に改め、同表中

大分県北部保健所 所長印	大分県 北部保健所 長印(1)	方21	北部保健所豊後 高田保健部長	1 北部保健所豊後 高田保健部専用 番号を付ける。 2
-----------------	-----------------------	-----	-------------------	--------------------------------------

を

大分県北部保健所 所長印	大分県 北部保健所 長印(1)	方21	北部保健所豊後 高田保健部長	1 北部保健所豊後 高田保健部専用 番号を付ける。 2
大分県子ども・ 女性相談支援セン ター長印	大分県こ ども・女性相談 支援センタ ー長印(1)	方21	大分県子ども・ 女性相談支援セ ンター城崎分 室長	1 大分県 子ども・ 女性相談 支援セン ター城崎 分室専用 番号を 付ける。 2
大分県中央児童 相談所長印	大分県中 央児童相談 所長印(1)	方21	大分県子ども・ 女性相談支援セ ンター城崎分 室長	1 大分県 子ども・ 女性相談 支援セン ター城崎 分室専用 番号を 付ける。 2

に改め

同表の大分県農林水産研究指導センター畜産研究部長印の項中「畜産研究部長・磯ナームニ
ーター」を「農業研究部長」に改め、同表の大分県農林水産研究指導センター林業研究部長
印の項中「林業研究部長」に改め、同表の大分県農林水

産研究指導センター農業研究部果樹グループ長印の項中「果樹グループ農業果樹チームニ
ーター」を「水田農業グループ長」に改める。

附 則

この訓令は、令和四年四月一日から施行する。

大分県訓令甲第八号

本 庁
地 方 機 関

大分県文書管理規程(平成二十一年大分県訓令甲第一号)の一部を次のように改正する。

令和四年三月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

第六十二条中「多数印刷するとき」の下に「、又はプラスチック、金属その他の素材で公
印を押印することが困難な物に押印するとき」を加え、「当該文書」を「当該文書等」に改
める。

別表第一中

障害者社会参加推進室	(障社)	を
障害者社会参加推進室	(障社)	に、
脱炭素社会推進室	(脱炭素)	を
観光誘致促進室	(観誘)	に改める。
観光誘致促進室	(観誘)	を
農業成長産業化推進室	(農成)	に改める。

別表第二の公益法人の項中「公益法人」を「公益法人等」に改める。

第十一号様式中「課名」を「課名」に「※取致者印」を「※
取致者」に改める。

附 則

この訓令は、令和四年四月一日から施行する。

大分県訓令甲第九号

臨時的任用職員の管理に関する規程（昭和三十七年大分県訓令甲第十四号）の一部を次のように改正する。

令和四年三月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

第四条第六項中「二部」を削り、同条第七項中「が署名した」を「から」に改め、「一部」を削る。

第十六条の二第一項中「九の項及び十の項に掲げる場合にあつては」を「及び九の項から十一の項までに掲げる場合にあつては、」に改め、「別表第二の十一の項に掲げる場合にあつては知事部局の職に引き続き在職している期間が六箇月以上の臨時的任用職員に」を削り、「同表」を「別表第二」に改め、同条第二項中「にあつては知事部局」を「にあつては任用期間が六箇月以上と定められた臨時的任用職員又は知事部局」に改める。

附 則

この訓令は、令和四年四月一日から施行する。

大分県訓令甲第十号

大分県職員安全衛生管理規程（昭和六十年大分県訓令甲第九号）の一部を次のように改正する。

令和四年三月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

第十七条第三項第四号を次のように改める。
四 大分県立病院精神医療センター精神科部長

附 則

この訓令は、令和四年四月一日から施行する。

大分県訓令甲第十一号

本 庁
地 方 機 関

会計年度任用職員の管理に関する規程（令和二年大分県訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

令和四年三月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

第三条第一項中「第十四条第一項第十二号」を「第十四条第一項第十三号」に改め、同条第七項中「二部」を削り、同条第八項中「が署名した」を「から」に改め、「一部」を削る。

第十条第一項中「第十八条」を「第十七条」に改め、同条第三項及び第四項中「一時間当たり」を「勤務一時間当たり」に改め、同条第五項を削る。

第十六条第二項第二号中「次条」を「第十八条」に改める。

第十七条及び第十八条を次のように改める。

（期末手当基礎額）

第十七条 報酬条例第二条第九項に規定する期末手当基礎額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 月額の報酬を受ける会計年度任用職員 基準日（退職し、又は死亡した会計年度任用職員にあつては、退職し、又は死亡した日。以下この条において同じ。）現在においてその者が受けるべき報酬の月額

二 日額の報酬を受ける会計年度任用職員（次号において人事課長が指定するものを除く。） 基準日が属する月においてその者が受けるべき一箇月分の報酬の額

三 日額の報酬を受ける会計年度任用職員で人事課長が指定するもの及び時間額の報酬を受ける会計年度任用職員 基準日以前六箇月以内の期間（基準日における職と同一の職に係るものに限る。）においてその者が受けた報酬（第十条第三項及び第四項の規定により支給される報酬を除き、月の初日から末日までの間在职した月に係る報酬に限る。）の額の一箇月当たりの平均額

2 前項第三号の規定により算出した期末手当基礎額に一円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（期末手当の算定基礎となる在职期間）

第十八条 報酬条例第二条第九項に規定する期末手当の算定基礎となる在职期間は、基準日以前六箇月以内の期間において、会計年度任用職員として在职した期間（知事の事務部局において引き続き在職したものに限る。）とする。

2 基準日以前六箇月以内の期間において、職員等が会計年度任用職員として任用された場合（基準日前一箇月以内において会計年度任用職員として任用された場合を除く。）における当該職員等としての在職期間は、前項の会計年度任用職員として在職した期間に算入する。

第二十条中第八号を第九号とし、第五号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 不妊治療に係る相談業務に従事する者

第二十五条第二項中「十の項に掲げる場合にあつては」の下に「六箇月以上の任期が定められている会計年度任用職員又は」を加え、「知事の事務部局の職に引き続き在職している期間が一年以上であり、かつ、」及び「であつて知事の事務部局の職に引き続き在職している期間が一年以上であるもの」を削る。

第二十七条第一項中「第二条第四号イ(3)」を「第二条第四号イ(2)」に改め、同条第三項中「第二十四条第二号ロ」を「第二十四条第二号」に改める。

附則

(施行期日)

1 この訓令は、令和四年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行前にした時間外勤務に対する報酬（技能労務職員にあつては、時間外勤務手当）の支給額の算定については、なお従前の例による。

大分県訓令甲第十二号

知事 部 局
教 育 庁
警 察 本 部

大分県消費者行政連絡協議会規程（昭和四十二年大分県訓令甲第十八号）の一部を次のように改正する。

令和四年三月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

別表中「生活環境部うつくし作戦推進課長」を

「生活環境部うつくし作戦推進課長

生活環境部うつくし作戦推進課炭素社会推進室長」に改める。

附則

この訓令は、令和四年四月一日から施行する。